

(証券コード 7014)
平成26年6月4日

株 主 各 位

大阪市西区立売堀二丁目1番9号

株式会社 **名村造船所**

代表取締役社長 名 村 建 介

第115回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月23日（月）営業時間終了時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成26年6月24日(火曜日)午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市西区立売堀三丁目1番1号
大阪トヨペットビル9階会議室 |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第115期（自平成25年4月1日）
至平成26年3月31日）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 当社と佐世保重工業株式会社との株式交換契約承認の件 |
| 第3号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | | 取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 監査役2名選任の件 |
| 第6号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第7号議案 | | 当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件 |

以 上

- お願い ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

事業報告

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過およびその成果

【当連結会計年度の経営環境と業績】

当連結会計年度におけるわが国経済は、円高修正によるデフレ脱却・景気回復への期待が高まりましたが、一方で消費税増税問題、貿易収支赤字の定着基調、新興国経済成長の鈍化、地政学的リスクの高まりなど国内外の懸念要因により、先行きに不透明感がつきまといました。

日本造船工業会によりますと、世界の新造船竣工量は平成23年をピークとして以後減少に転じ、平成25年暦年は70,268千総トン（前年対比26.5%減）となりましたが、同年の新造船受注量は、底値狙いの大量発注や各国造船所による仕事量確保を目的とした受注により、101,434千総トン（前年対比166.9%増）と平成19年以来の1億総トン突破となりました。その結果、平成25年12月末における世界の新造船手持工事は182,863千総トン（前年対比14.0%増）と増加に転じ、世界的な過剰新造船能力の解消と新造船価格の本格的な回復が先送りされた感があります。ただ、一部造船所の経営体質悪化や発注者側による造船所選別の動きもあって、国内外造船所の提携・再編・淘汰が続くものと想定されます。

当企業集団の中核事業である新造船事業は、顧客から好評を頂いている省エネ型34千重量トン型撒積運搬船を37隻受注し当社と函館どつく株式会社の両社で建造を予定しているほか、省燃費性能等全面的に見直した当社主力商品である新型の250千重量トン型鉱石運搬船（W O Z M A X）等も受注し、3年超の工事量を確保いたしました。また、ブラジルの大手造船会社エコビックス・エンジェビックス社に対し日本連合5社の一員として資本参加いたしました。これらの経験・ノウハウの積み重ね、将来の事業拡充を見据えた成長戦略に繋げてまいります。

函館どつく株式会社の修繕船事業は、艦艇の延命工事に初めて取り組むなど順調に推移しております。

機械事業を担うオリイメック株式会社は、国内事業では積極的な商品開発による一層のシェアアップに取り組むとともに、A S E A N諸国や米州に新たな営業拠点設立を検討するなど顧客の動向に応じた海外展開を推し進めております。

鉄構陸機事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、受注力の向上と技術力・管理力の強化などにより体質の改善を図ってまいります。

当連結会計年度の売上高は、新造船事業の操業量を前年同期より抑制させましたものの円高修正および修繕船事業の売上高大幅増により124,559百万円（前年同期比5.2%増）となりました。損益面においては円高修正効果に加えて小集団活動を中心とした継続的なコスト削減努力の効果などにより、営業利益は22,291百万円（前年同期比64.5%増）、営業外収益において為替差益を1,437百万円計上したこともあって経常利益は23,677百万円（前年同期比63.6%増）となりました。当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は連結子会社の固定資産を696百万円の減損処理を行ったものの22,981百万円（前年同期比66.5%増）となり、当期純利益は12,687百万円（前年同期比58.4%増）といずれも前年同期比で大幅な増益となり、史上最高益となりました。

【事業別の営業の状況】

《新造船事業》

当連結会計年度におきましては、当社が大型鉱石運搬船8隻、中型撒積運搬船1隻、34千重量トン型撒積運搬船シリーズ第1船の計10隻、函館どつく株式会社が32千重量トン型撒積運搬船6隻、フェリーなど小型船2隻の計8隻、両社合計で18隻を完工し、売上高は100,054百万円（前年同期比1.8%増）となり、損益面につきましては円高修正やコスト削減活動などの効果により22,884百万円の営業利益（前年同期比52.5%増）となりました。

受注面につきましては、省エネ型34千重量トン型撒積運搬船を主に当社建造予定船35隻、函館どつく株式会社建造予定船17隻の合計52隻を受注した結果、当連結会計年度末受注残高は240,290百万円（前年同期比4.2%増）となりました。なお、受注残高には契約未了の内定船9隻は含まれておりません。

当社の受注方針は常時3年分の手持工事量の確保を原則としておりますが、今後も市場の声に耳を傾け、適時的確かつ弾力的な対応に努めてまいります。

当連結会計年度におきましては売上計上の米ドル額は865百万米ドルであり、その平均レートは1米ドル当たり99円60銭であります。また、当連結会計年度売上対象の米ドルのうち為替予約未済の額につきましては、売上計上に際して期末日レートである102円92銭を使用しております。

《修繕船事業》

修繕船事業の中核を担う函館どつく株式会社におきましては、艦艇の定検工事や技術的難易度の高い延命工事に初めて取り組み、大型修繕設備の稼働率が大きく改善した結果、当連結会計年度の売上高は9,278百万円（前年同期比72.8%増）、損益面につきましては、445百万円の営業利益（前年同期72百万円の営業損失）の増収増益となりました。艦艇・官庁船を主力にしつつ、商船については北海道に立地する特色と技術力を最大限に活かした事業展開を推進してまいります。

なお、初の大型艦艇定検工事の受注もあって当連結会計年度末受注残高は5,119百万円（前年同期比33.3%増）となっております。

《機械事業》

機械事業を担うオリイメック株式会社は、主要顧客である自動車産業の海外シフトにより海外向けが引き続き好調だったことや国内需要環境が好転したことから当連結会計年度の売上高は8,729百万円（前年同期比8.6%増）となり、損益面につきましては、708百万円の営業利益（前年同期比7.2%増）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は3,517百万円（前年同期比0.9%減）であります。

《鉄構陸機事業》

国土交通省九州地方整備局ご発注の肝属川沢尻橋架替（上部工）工事（324トン）などの工事を予定通り完工したものの、当連結会計年度の売上高は3,365百万円（前年同期比5.2%減）にとどまり、民間向け陸機工事で多額の損失を発生させたこともあって、営業損失は133百万円（前年同期60百万円の営業損失）と厳しい状況が続いており、収益管理の徹底などさらなる体質改善に努めてまいります。

なお、当連結会計年度末受注残高は3,074百万円（前年同期比36.4%増）であります。

《その他事業》

ソフトウェア開発、海運、卸売、設備工事などの各事業におきましては、当連結会計年度の売上高は3,133百万円（前年同期比1.6%減）、営業利益は266百万円（前年同期比1.3%減）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、1,186百万円（前年同期比6.7%減）であります。

事業別売上高および営業利益

事業区分	売上高(百万円)			営業利益(百万円)		
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前年同期比 増減(%)	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前年同期比 増減(%)
新造船	98,278	100,054	1.8	15,005	22,884	52.5
修繕船	5,368	9,278	72.8	△72	445	—
機械	8,036	8,729	8.6	660	708	7.2
鉄構陸機	3,549	3,365	△5.2	△60	△133	—
その他 (消去又は全社)	3,183	3,133	△1.6	270 (△2,249)	266 (△1,879)	△1.3
合計	118,414	124,559	5.2	13,554	22,291	64.5

(2) 企業集団の資機材調達および外注

円高修正に伴う海外調達コストの増加、堅調な国内需要による素材相場の高止まりなど調達を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、長年取引のある外注先各社や資機材取引先各社とも連携を図り、コスト削減活動を幅広く継続するとともに、海外を含めた新規取引先の開拓を進めることで、最大限のコスト削減に加え、適正品質、安定供給を維持・確保し、顧客満足に繋げていくよう努めてまいります。

(3) 企業集団の設備投資、研究開発

当連結会計年度におきまして実施した設備投資の総額は、1,243百万円であります。再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用した太陽光発電設備設置や中小径管自動化ライン電気品の更新ならびにスケジューリングシステムの更新等を行いました。

研究開発費の総額は656百万円であり、船舶主機における排熱エネルギー回収システムのほか環境に配慮した省燃費船型・付加物の研究や新商品の開発、既存商品の品質向上、生産効率の改善に取り組み、成果を上げつつあります。

(4) 企業集団の対処すべき課題

当企業集団は事業環境の変化に確実に対応し、持続的な成長・発展を実現すべく平成26年度から平成28年度までの3ヶ年間の新中期経営計画「勝負のとき」を策定し、コスト削減と研究開発力の強化を中心とした事業収益力の向上と成長戦略の両立を目指しております。当企業集団といたしましては、新造船事業の生産性向上とコスト削減による収益力の向上を図るとともに、新商品開発や顧客ニーズを反映した競争力ある商品の開発を加速させつつ常時3年分の手持工事量の確保に努め、熾烈さを増す国際的な生存競争での勝ち残りを図ってまいります。また、修繕船事業、機械事業、鉄構陸機事業、その他事業につきましても、急速かつ多様な環境変化への対応力を強化することで事業基盤を強化し、各事業における強みを活かし、かつ、弱みを克服し、安定した収益の確保に努めてまいります。成長戦略については、企業の成長の礎となる内部体質の強化を加速するとともに、他社との戦略的事業提携や次なる海外進出なども積極的に検討を進めてまいります。

当社は、今後とも株主はもとより顧客・取引先・従業員などの様々なステークホルダーと良好な関係を維持・発展させて経営基盤を強化し、企業価値、株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

《新造船事業》

国内造船各社が仕事量確保を目的に受注を積み上げた結果、船台にタイト感が出始めており小幅ながら新造船価格水準は上昇傾向にあるものの、一部の中国・韓国造船所による短納期と低船価を武器とした大型撒積船を中心とする受注攻勢により、新造船価格は伸び悩んでいます。今後は低船価による保有船腹の代替建造需要や世界景気の回復と持続的成長に期待した新規建造需要が期待されるものの、新造船の供給量調整は先送りされており本格的な船価回復局面には至っておりません。

当企業集団といたしましては3年超の手持工事量を確保しておりますが、新造船価格は低調に推移していることから、今後ともコスト削減により既受注船の採算改善に努めるとともに市場環境を見据えた受注活動を展開してまいります。また、顧客ニーズが高い燃費性能の大幅な改善やエネルギー構造の変化に対応した新商品開発を積極的に推進し今後の成長戦略に繋げてまいります。

《修繕船事業》

修繕船事業は主力である艦艇工事は順調に推移しておりますが、一般商船においては依然として国内外造船所との厳しい競争が続いております。このような環境下において、函館どつく株式会社は長年の歴史と伝統に裏打ちされた技術力と、立地的な優位性を最大限に活かし、積極的な事業展開に努めてまいります。

《機械事業》

機械事業を担うオリイメック株式会社は、主要顧客である自動車産業においては今後も海外生産の拡大が続くことが予想されますが、電機関連企業では国内生産へ回帰する動きも一部で見え始めました。

このような事業環境変化のもと、国内事業においては、確実に収益が出せる体質を構築するとともに、商品開発センターとしての機能強化に努めてまいります。また、海外事業においては、海外子会社毎に現地の実情に沿った組織および営業体制を構築し現地化を推進するとともに、商品戦略を明確にして売上高の拡大を図り、国内事業と海外事業の両輪を持って安定と成長を図ってまいります。

《鉄構陸機事業》

公共事業縮減傾向は依然として続いておりますが、平成25年12月に国土強靱化基本法が成立し、道路の未開通区間の解消やネットワークの整備等で継続的に新設橋梁も発注が予定されております。

今後確実に需要が増加すると見込まれる保全・補修工事への取組強化など、将来に亘り社会インフラの維持・発展に貢献するとともに、確実に収益確保できる構造改革と体質改善を図ってまいります。

陸機事業においては技術力の強化と選別受注により収益の改善に努めてまいります。

《その他事業》

当企業集団価値の向上を図るためにグループの事業ポートフォリオの見直しを行い、各事業を担う関係会社の自立を促すとともに当企業集団における各事業の役割を明確化することでグループ経営資源の有効活用やシナジー効果を高め、各事業利益の拡大強化を図ってまいります。

《資材調達部門》

今後とも競争力のある国内外資機材取引先各社と一層の連携を図り、お互いに知恵を出し合いながらコスト削減活動を推進し、共存共栄を旨としつつ、さらなる原価の圧縮に尽力してまいります。

新開発の省エネ型34千重量トン型撒積運搬船の連続建造が始まっており、ありとあらゆるコスト削減活動に鋭意尽力し、徹底的に採算改善を図っていく事が最大の課題と認識しております。また、今後の過密な工程を維持していくため、船用資機材の安定確保も非常に重要な課題となってきます。物流の効率化を含め様々な手段を講じながら、船用資機材の安定確保に努めてまいります。

《設備投資および研究開発部門》

設備投資につきましては、既存設備の予防保全や老朽設備のリプレイスを計画的に実施することで突発修理の発生を抑え、安定的かつ効率的な操業の確保に努めるとともに、生産設備の近代化・合理化投資の検討をしております。

研究開発につきましては、省燃費性能を含む環境対策に積極的に取り組み、特に新造船事業におきましては商品開発専任部門を強化して市場調査から商品開発までの業務密度を高め、船社各位における船舶の実運用状況等も踏まえながら、省エネ船型・付加物の開発などによる温室効果ガス排出量の削減などの研究に積極的に取り組んでまいります。

《管理間接部門》

当企業集団を取り巻く事業環境や市場の変化はますます激しくなっており、事業環境の変化に的確に適応しグループ全体の事業基盤の強化を図るとともに、適正な品質管理による顧客満足度の改善を図りつつ、ムリ・ムラ・ムダの排除に徹した全社横断的なコスト削減活動に継続して取り組んでまいります。

重要な経営資源であります人材面については、環境の変化や事業展開を考慮しつつ、当企業集団の組織力強化および後継者の育成と技能伝承に努めるとともに、グループ間の人材交流や積極的な外部導入を図っております。

財務面では、会計基準を厳格に適用し保守的かつ透明性の高い会計処理方針を堅持しつつ、事業の持続的成長や戦略展開のための必要な資金需要に的確かつ安定的に対応するため、財務体質の一層の強化と健全化を図るとともに、直接金融・間接金融のバランスにも配慮した積極的な資金調達を図っております。

企業の発展と企業価値の向上には、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより、株主、取引先および社会の皆様からの信頼を得ることが重要であることを確信し、内部統制を継続的に改善し今後とも経営管理の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	35,317	28,721	49,128	155,466
売 上 高 (百万円)	136,034	122,633	118,414	124,559
経 常 利 益 (百万円)	6,041	11,049	14,477	23,677
当 期 純 利 益 (百万円)	2,273	5,640	8,008	12,687
1株当たり当期純利益	47円10銭	116円86銭	165円77銭	262円46銭
総 資 産 (百万円)	195,730	162,304	147,012	152,891

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 受注高は工事完成基準で記載しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (当事業年度)
受 注 高 (百万円)	16,995	5,577	24,245	126,817
売 上 高 (百万円)	115,788	104,521	96,915	98,885
経 常 利 益 (百万円)	8,220	8,804	11,730	20,221
当 期 純 利 益 (百万円)	4,605	4,311	6,773	11,057
1株当たり当期純利益	95円38銭	89円26銭	140円12銭	228円60銭
総 資 産 (百万円)	175,483	141,345	126,309	128,520

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 受注高は工事完成基準で記載しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
函館どつく株式会社	1,746	89.9	船舶製造業
オリイメック株式会社	1,491	100.0	機械製造業
名和産業株式会社	80	100.0	卸売業
玄海テック株式会社	50	100.0	工事請負業
名村情報システム株式会社	50	100.0	ソフトウェア開発

(7) 企業集団の主要な事業内容

- ① 新造船事業 各種船舶の製造販売
- ② 修繕船事業 各種船舶の修繕および解体
- ③ 機械事業 プレス用自動化装置、精密ばね成形機の製造販売
- ④ 鉄構陸機事業 鉄鋼構造物の製造販売
ごみ焼却装置、一般・産業廃棄物処理装置の製造販売
- ⑤ その他 機械、工具等の販売
ソフトウェア開発、情報機器の販売
設備の保全、保安業務

(8) 企業集団の主要拠点等

- ① 当社 本社（大阪市西区）、伊万里事業所（佐賀県伊万里市）、東京事務所（東京都港区）
- ② 函館どつく株式会社 本社（北海道函館市）、東京本社（東京都中央区）、函館造船所（北海道函館市）、室蘭製作所（北海道室蘭市）
- ③ オリイメック株式会社 本社（神奈川県伊勢原市）、川口事業所（埼玉県川口市）
- ④ 名和産業株式会社 本社（佐賀県伊万里市）、大阪支店（大阪市住之江区）、福岡支店（福岡市中央区）
- ⑤ 玄海テック株式会社 本社（佐賀県伊万里市）
- ⑥ 名村情報システム株式会社 本社（佐賀県伊万里市）、東京事業所（東京都千代田区）、福岡事業所（福岡市中央区）

(9) 企業集団および当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
新造船	1,237	39減
修繕船	171	2増
機械	406	3増
鉄構陸機	77	1増
その他	344	16減
合計	2,235	49減

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
1,003	31減	39.3	16.2

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社日本政策投資銀行	3,752
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,764
株式会社商工組合中央金庫	1,631
株式会社佐賀銀行	1,092
株式会社北海道銀行	1,000

2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 48,376,647株(自己株式9,770株を除く)
 (3) 株主数 6,699名
 (4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
新日鐵住金株式会社	3,023	6.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,131	4.4
株式会社商船三井	2,066	4.3
大和工業株式会社	1,626	3.4
エア・ウォーター株式会社	1,619	3.3
株式会社メタルワゴン	1,500	3.1
三菱重工株式会社	1,413	2.9
東京海上日動火災保険株式会社	1,350	2.8
日本郵船株式会社	1,200	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,196	2.5

3. 当社の新株予約権等に関する事項

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成26年3月31日現在）

	取締役（社外取締役を除く）	監査役（社外監査役を除く）
第1回新株予約権	4名 470個	2名 50個
第2回新株予約権	5名 510個	2名 50個
第3回新株予約権	5名 515個	2名 50個
第4回新株予約権	5名 515個	2名 50個
第5回新株予約権	6名 640個	2名 50個
第6回新株予約権	7名 460個	2名 40個

(注) 平成24年3月28日開催の当社取締役会の決議により、従業員の定年年齢基準日以降在任する執行役員に対し株式報酬型ストックオプション制度を導入しており、上記の第5回、第6回新株予約権には当社執行役員を兼務する取締役執行役員分として交付された新株予約権それぞれ100個、120個は含まれておりません。

上記記載の新株予約権の内容の概要は、以下のとおりです。

	発行決議の日	新株予約権の割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価格	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
第1回新株予約権	平成20年12月19日	平成21年1月21日	520個	普通株式 52,000株	1株当たり 225.21円	1株当たり 1円	平成21年1月22日から 平成51年1月21日まで
第2回新株予約権	平成21年12月18日	平成22年1月21日	560個	普通株式 56,000株	1株当たり 429.63円	1株当たり 1円	平成22年1月22日から 平成52年1月21日まで
第3回新株予約権	平成22年12月17日	平成23年1月21日	565個	普通株式 56,500株	1株当たり 320.54円	1株当たり 1円	平成23年1月22日から 平成53年1月21日まで
第4回新株予約権	平成23年12月16日	平成24年1月23日	565個	普通株式 56,500株	1株当たり 217.36円	1株当たり 1円	平成24年1月24日から 平成54年1月23日まで
第5回新株予約権	平成24年12月21日	平成25年1月23日	790個	普通株式 79,000株	1株当たり 266.54円	1株当たり 1円	平成25年1月24日から 平成55年1月23日まで
第6回新株予約権	平成26年2月20日	平成26年3月10日	620個	普通株式 62,000株	1株当たり 907.59円	1株当たり 1円	平成26年3月11日から 平成56年3月10日まで

(注) 1. 主な新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができます。

2. 主な新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況(平成26年3月31日現在)

	執行役員(取締役兼執行役員を除く)
第5回新株予約権	1名 30個
第6回新株予約権	3名 70個

上記記載の新株予約権の内容の概要は、以下のとおりです。

	発行決議の日	新株予約権の割当日	新株予約権の種類と数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価格	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
第5回新株予約権	平成24年12月21日	平成25年1月23日	30個	普通株式 3,000株	1株当たり 266.54円	1株当たり 1円	平成25年1月24日から 平成55年1月23日まで
第6回新株予約権	平成26年2月20日	平成26年3月10日	70個	普通株式 7,000株	1株当たり 907.59円	1株当たり 1円	平成26年3月11日から 平成56年3月10日まで

- (注) 1. 主な新株予約権の行使の条件
上記①の(注)1.と同じです。
2. 主な新株予約権の取得の事由および条件
上記①の(注)2.と同じです。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 当社会社役員の状況（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役会長	名 村 建 彦	函館どつく株式会社 取締役会長、 オリイメック株式会社 代表取締役会長
代表取締役社長	名 村 建 介	函館どつく株式会社 社外監査役、 オリイメック株式会社 取締役
代表取締役副社長	吉 岡 修 三	社長補佐 兼 船舶海洋事業部長 兼 生産業務本部管 掌、函館どつく株式会社 取締役
取 締 役	井 関 延 行	専務執行役員 社長補佐 兼 経營業務本部管掌 兼 本社長
取 締 役	土 井 敏 次	常務執行役員 経營業務本部長、 オリイメック株式会社 社外監査役、 名和産業株式会社 代表取締役会長
取 締 役	山 崎 知 幸	常務執行役員 船舶海洋事業部副事業部長（事業部 長補佐・特命事項）、 函館どつく株式会社 取締役、 ユニタイ シップヤード アンド エンジニアリング 社 取締役
取 締 役	力 武 光 男	執行役員生産業務本部長
常 勤 監 査 役	小 西 壮 二 郎	
常 勤 監 査 役	川 口 眞 宏	
監 査 役	岡 崎 和 美	
監 査 役	荒 木 勝	株式会社梅の花 社外監査役

- (注) 1. 監査役岡崎和美および荒木勝は、社外監査役であります。
2. 監査役岡崎和美は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見および取引管理の知見を有しております。
3. 監査役荒木勝は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 取締役池田幹範氏は、平成25年6月25日開催の第114回定時株主総会をもって辞任いたしました。

(2) 当社会社役員の報酬等の額

	人数(名)	報酬等の総額(百万円)
取締役	8	225
監査役	4	53
合計	12	278

- (注) 1. 上記、報酬等の総額には当事業年度に係る役員賞与および当事業年度に係る報酬として付与した新株予約権の金額が含まれております。
2. 上記の取締役の支給人員には、平成25年6月25日開催の第114回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 上記の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額99百万円は含まれておりません。
4. 上記のうち社外監査役に対する報酬等に係る人数および額は2名10百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者および社外役員の兼職状況

区分	氏名	兼職状況
社外監査役	荒木 勝	株式会社梅の花 社外監査役

- (注) 監査役荒木勝は、株式会社梅の花の社外監査役を兼職しておりますが、当社と株式会社梅の花の間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況および発言状況
社外監査役	岡崎 和美	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に出席し、また、監査役会8回のうち全回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	荒木 勝	当事業年度開催の取締役会20回のうち18回に出席し、また、監査役会8回のうち全回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 43百万円
- ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 79百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないため、これらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）以外に英文財務諸表作成における指導・助言、決算業務の課題調査における指導・助言および主要な子会社の経営管理組織に関する指導・助言を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は監査役会の同意を得てまたは監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役、執行役員および従業員の基本的責務と定め、社内通達、社員研修その他の方法により周知徹底を図っています。
- ② 法令、定款、社内規程等の遵守状況については、内部監査室が計画的に監査を行い、内部統制委員会のほか取締役会および監査役に報告するものとします。なお、遵守状況につき改善すべき事項を発見したときは、内部統制委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。
- ③ 法令遵守体制の実効性を確保するために、社内通報制度（ヘルプ・ハッチ）を制定しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、文書管理規程を制定し、取締役会議事録、稟議書その他の重要な職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下併せて文書という）に記録、保管、保存するものとします。
- ② 取締役および監査役は、保管・保存された文書を随時閲覧することができるものとします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会が重要な組織・人事および業務分掌ならびに取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を定めて、会社の業務執行を組織的・効率的にかつリスク管理に意を用いて執行し得るように努めています。
- ② 取締役会において、3事業年度を対象とする中期経営計画および通期・半期の各部門等の予算を策定するとともに、その進捗状況・執行状況を確認しています。中期経営計画に基づいて、各部門・子会社等は年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会において半期ごとに進捗状況の確認とそれに応じた見直しを行っています。また、経営戦略検討会を設け、機関決定をするには機が熟さない早期の段階において、自由討議方式で検討を重ねることとしています。
- ③ 代表取締役社長の諮問機関として執行役員会を設け、業務執行の最高責任者である代表取締役社長の決定事項の中で重要なものについて審議を行うこととしています。
- ④ 伊万里事業所等で行われている業務改善運動、計画的かつ優先順位を考慮したIT化の推進などを通じて、コストダウン、生産性の向上、業務の効率化を図っています。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要な財産の処分および譲受けその他の重要な業務執行の決定を取締役会で行うことを定めており、その審議においては各種リスクの管理に留意しつつ機関決定を行うよう努めています。
- ② 与信リスクその他の取引リスクの管理については稟議事項を定め、関係職位の意見と常勤監査役の意見を徴するものとしています。
- ③ 環境、安全衛生面のリスク管理については、環境・安全衛生推進部、ISO事務局を置いて取り組んでおり、今後も充実することとします。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人と称します）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および補助使用人の取締役からの独立性に関する体制

- ① 監査役会の要請がある場合は、内部監査室の室員をして監査役の職務を補助させるものとします。

- ② 補助使用人は、当該補助業務に関して内部監査室長の指揮命令を受けないものとします。また、補助使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分については、予め監査役会の意見を求め、それを尊重するものとします。
- (6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役会のほか、執行役員会、部長会などについては常勤監査役が構成員となることにより、取締役等から監査役に対する状況等の報告かつ報告に対する監査役の意見聴取の機会を設ける体制をとっています。
 - ② 取締役は会社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を速やかに監査役会に報告するものといたします。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① (6)の①記載のとおり、取締役等と常勤監査役の意見を交換する体制を設けており、監査役の監査を実効的に行うことができるようにしています。
 - ② 監査役は何時でも、代表取締役社長その他の取締役・執行役員および従業員に対して質疑応答その他意見交換を行うことができます。
 - ③ 内部監査室は、監査役と緊密に連携するものとし、内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告するものとします。
- (8) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
内部統制委員会と各子会社を担当する取締役または執行役員が協力しつつ、指導、支援、監督することにより、各社の業態、業容および特性等に応じた内部統制システムを整備し、改善に努めます。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

- (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要
当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。
この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、1911年（明治44年）の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年に亘り安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の三大船社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

② 企業価値向上のための取組み

当企業集団は事業環境の変化に確実に対応し、持続的な成長・発展を実現すべく平成26年度から平成28年度までの3ヶ年間の新中期経営計画「勝負のとき」を策定し、コスト削減と研究開発力の強化を中心とした事業収益力の向上と成長戦略の両立を目指しております。当企業集団といたしましては、新造船事業の生産性向上とコスト削減による収益力の向上を図るとともに、新商品開発や顧客ニーズを反映した競争力ある商品の開発を加速させつつ常時3年分の手持工事量の確保に努め、熾烈さを増す国際的な生存競争での勝ち残りを図ってまいります。また、修繕船事業、機械事業、鉄構陸機事業、その他事業につきましても、急速かつ多様な環境変化への対応力を強化することで事業基盤を強化し、各事業における強みを活かし、かつ、弱みを克服し、安定した収益の確保に努めてまいります。成長戦略については、企業の成長の礎となる内部体質の強化を加速するとともに、他社との戦略的事業提携や次なる海外進出なども積極的に検討を進めてまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、内部統制委員会と内部監査室を中心に、内部統制システムの評価およびその維持・改善を行っております。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

また、執行役員制度を採用して、経営に関する意思決定と業務の執行およびこれらに対する監視の各機能の充実・強化を図り、審議の充実と業務執行の迅速化・効率化を通じて、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会の場で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会の場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役の業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べるができることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間取引関係その他利害関係はありません。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、対応方針の詳細については、平成26年5月9日付「当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

(当社ホームページ：<http://www.namura.co.jp/>)

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記(2)の取組み）について

上記(2)に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(3)の取組み）について

・当該取組みが基本方針に沿うものであること

当該取組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

- ・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと
当社は、以下の理由により、当該取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。
 - (ア)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
 - (イ)株主意思を重視するものであること
 - (ウ)独立委員会による判断の重視と情報開示
 - (エ)合理的な客観的要件の設定
 - (オ)第三者専門家の意見の取得
 - (カ)デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

※ 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	116,054	流動負債	73,442
現金及び預金	37,545	支払手形及び買掛金	22,768
受取手形及び売掛金	25,930	短期借入金	6,446
有価証券	39,998	リース債務	207
商品及び製品	1,463	未払法人税等	6,043
仕掛品	4,587	前受金	26,043
原材料及び貯蔵品	887	保証工事引当金	692
前渡金	1,937	工事損失引当金	7,217
繰延税金資産	2,264	役員賞与引当金	74
その他	1,486	設備関係支払手形	1
貸倒引当金	△43	その他	3,951
固定資産	36,837	固定負債	12,485
(有形固定資産)	(27,425)	長期借入金	5,913
建物及び構築物	11,080	リース債務	617
ドック船台	1,394	繰延税金負債	689
機械装置及び運搬具	3,999	役員退職慰労引当金	96
船	1,124	特別修繕引当金	41
工具、器具及び備品	502	退職給付に係る負債	3,958
土地	8,639	資産除去債務	530
リース資産	656	その他	641
建設仮勘定	31	負債合計	85,927
(無形固定資産)	(428)	(純資産の部)	
ソフトウェア	323	株主資本	65,640
リース資産	63	資本金	8,083
電話加入権	17	資本剰余金	9,616
その他	25	利益剰余金	47,949
(投資その他の資産)	(8,984)	自己株式	△8
投資有価証券	7,781	その他の包括利益累計額	459
長期貸付金	38	その他有価証券評価差額金	776
繰延税金資産	256	繰延ヘッジ損益	8
その他	1,124	為替換算調整勘定	572
貸倒引当金	△215	退職給付に係る調整累計額	△897
		新株予約権	151
		少数株主持分	714
		純資産合計	66,964
資産合計	152,891	負債・純資産合計	152,891

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		124,559
売 上 原 価		94,848
売 上 総 利 益		29,711
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,420
営 業 利 益		22,291
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	67	
受 取 配 当 金	95	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	3	
為 替 差 益	1,437	
そ の 他	209	1,811
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	230	
支 払 手 数 料	134	
そ の 他	61	425
経 常 利 益		23,677
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	0	
減 損 損 失	696	696
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		22,981
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,252	
法 人 税 等 調 整 額	920	10,172
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		12,809
少 数 株 主 利 益		122
当 期 純 利 益		12,687

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	8,083	9,616	36,433	△18	54,114
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,161		△1,161
当期純利益			12,687		12,687
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△10	10	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	11,516	10	11,526
当連結会計年度末残高	8,083	9,616	47,949	△8	65,640

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	288	△34	75	—	329	95	803	55,341
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,161
当期純利益								12,687
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	488	42	497	△897	130	56	△89	97
連結会計年度中の変動額合計	488	42	497	△897	130	56	△89	11,623
当連結会計年度末残高	776	8	572	△897	459	151	714	66,964

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	99,258	流動負債	62,531
現金及び預金	30,647	支払手形	3,418
有価証券	19,046	短期借入金	14,140
仕掛品	39,998	繰上り支払金	4,318
原材料及び貯蔵品	1,525	未払費用	27
前払費用	269	未払法人税等	1,105
繰延税金資産	3,360	前受入金	1,580
未収収入	112	預保工事引当金	5,899
未収消費税	1,512	工事損失引当金	24,825
その他当金	2	設備関係支払手形	128
貸倒引当金	1,835	長期借入金	838
	924	繰延税金負債	6,190
	49	退職給付引当金	54
	△21	繰上り支払金	9
固定資産	29,262	固定負債	6,877
(有形固定資産)	(15,094)	繰上り借入金	3,666
建物	5,399	繰上り税金負債	33
構築物	2,452	繰上り退職給付引当金	576
船舶	389	繰上り退職給付引当金	1,516
機械及び装置	2,468	繰上り退職給付引当金	492
車両運搬具	0	繰上り退職給付引当金	594
工具、器具及び備品	168		
土地	343	負債合計	69,408
建物	3,820	(純資産の部)	
建設仮勘定	55	株主資本	58,211
(無形固定資産)	0	資本金	8,083
ソフトウェア	(319)	資本剰余金	9,556
(投資その他の資産)	319	資本準備金	9,556
投資有価証券	(13,849)	利益剰余金	40,576
関係会社株	7,265	利益準備金	247
出資	6,082	その他利益剰余金	40,329
長期前払費用	0	配当準備金	122
貸倒引当金	5	特別償却準備金	94
	8	固定資産圧縮積立金	104
	493	別途積立金	2,000
	△4	繰上り利益剰余金	38,009
		自己株	△4
		評価・換算差額等	750
		その他有価証券評価差額金	742
		繰延ヘッジ損益	8
		新株予約権	151
資産合計	128,520	純資産合計	59,112
		負債・純資産合計	128,520

損 益 計 算 書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		98,885
売 上 原 価		76,508
売 上 総 利 益		22,377
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,275
営 業 利 益		19,102
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	362	
為 替 差 益	1,019	
そ の 他	49	1,430
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	140	
支 払 手 数 料	134	
そ の 他	37	311
経 常 利 益		20,221
税 引 前 当 期 純 利 益		20,221
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,395	
法 人 税 等 調 整 額	769	9,164
当 期 純 利 益		11,057

株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	8,083	9,556	9,556	247
当 期 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
特別償却準備金の取崩				
特別償却準備金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)				
当期中の変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	8,083	9,556	9,556	247

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
	配当準備 積立金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	122	67	121	2,000	28,126	30,683
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△1,161	△1,161
特別償却準備金の取崩		△36			36	—
特別償却準備金の積立		63			△63	—
固定資産圧縮積立金の取崩			△17		17	—
当 期 純 利 益					11,057	11,057
自己株式の取得						
自己株式の処分					△3	△3
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						
当期中の変動額合計	—	27	△17	—	9,883	9,893
当 期 末 残 高	122	94	104	2,000	38,009	40,576

(単位:百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	其他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△14	48,308	274	△34	240	95	48,643
当 期 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△1,161					△1,161
特別償却準備金の取崩							
特別償却準備金の積立							
固定資産圧縮積立金の取崩							
当 期 純 利 益		11,057					11,057
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0					△0
自 己 株 式 の 処 分	10	7					7
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			468	42	510	56	566
当期中の変動額合計	10	9,903	468	42	510	56	10,469
当 期 末 残 高	△4	58,211	742	8	750	151	59,112

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

株式会社 名村造船所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 嘉之 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤川 賢 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名村造船所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

株式会社名村造船所
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上嘉之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤川賢 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名村造船所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の状況等について報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成26年5月9日

株式会社 名村造船所 監査役会

常勤監査役 小 西 壮二郎 ㊟

常勤監査役 川 口 眞 宏 ㊟

監 査 役 岡 崎 和 美 ㊟

監 査 役 荒 木 勝 ㊟

(注) 監査役 岡崎和美および監査役 荒木勝は、会社法に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当につきましては、企業体力や今後の経営体質の強化および将来の事業展開等を勘案のうえ安定的かつ継続的な配当を主眼としつつ、当期の収益状況、現状の業界動向および今後の事業戦略等を総合的に勘案して、決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、中核事業であります新造船事業を取り巻く環境は世界的な過剰新造船能力の解消と新造船価格の本格的な回復が先送りされた感があるなど厳しい環境にはありますが、当期収益状況等に鑑み、次のとおりといたしたく、よろしくご承認をお願いするものであります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額967,532,940円

なお、中間配当金（当社普通株式1株につき金10円）を加えた年間配当金は、当社普通株式1株につき前期に比べ12円増配の金30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月25日

第2号議案 当社と佐世保重工業株式会社との株式交換契約承認の件

当社と佐世保重工業株式会社（以下、「佐世保重工業」といいます。）は、平成26年5月23日開催の両社の取締役会において、平成26年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、佐世保重工業を株式交換完全子会社とするための株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）および株式交換に関する合意書を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いいたたく存じます。

1. 本株式交換を行う理由

(1) 本株式交換の背景と目的

世界の造船市場は、平成20年9月のリーマンショックを契機とした世界経済の低迷や国際金融市場における信用収縮などを背景に、新規需要および船価の低迷が長期にわたり継続して参りました。平成25年に入って世界の造船受注量はリーマンショック以降はじめて前年比増加となり、足元においては若干の船価改善傾向が示されるなど一部では明るい動きもみられます。しかしながら、リーマンショック前の大量発注により既存船腹量に対する過剰感はいまだ払拭されず、また世界的な過剰建造能力など業界の構造問題が抜本的に解決されたとは言い難いことから、日本・韓国・中国などの各造船所における熾烈な競争が行われ、さらに再編・淘汰により強者間の競争はより一層激化するものと予想されます。また、船用燃料価格の高騰や環境問題等に対する意識の高まりにより発注者による環境対策技術を重視した造船所選別の動きが顕著となっており、高い水準で求められる省燃費性能等の顧客ニーズや環境規制等を中心とした国際ルールの改正等に的確かつ迅速に対応できるような設計力・開発力の強化が、コスト競争力の強化とともに造船所生き残りのための必須条件となりました。

当社は、明治44年の創業以来、新造船事業を中核とし修繕船事業や鉄構事業を営んでおりましたが、近年は伊万里事業所において、プロダクトミックスを基本方針に250千重量トン型鉄鉱石運搬船（WOZMAX）などの大型撒積船からパナマックスやハンディサイズバルカーなどの中・小型撒積船やアフラマックスタンカー等の多様な船舶を顧客に提供してまいりました。平成19年には資本・業務提携関係にあった函館どつく株式会社（以下、「函館どつく」といいます。）を連結子会社化し、新造船の共同開発や調達の効率化等を通じてシナジー効果をあげ、顧客満足度を高めてまいりました。また船舶の省燃費技術等環境関連技術による差別化を目指した顧客との共同開発など新技術の開発についても積極的に取り組んでおります。しかしながら、今後の厳しい生存競争を勝ち抜くためには、顧客から求められる高い省燃費性能や国際ルールの改正、高まるガス輸送需要等エネルギー構造の変化への対応など、より一層の設計力・開発力の強化、複数の船型を受注・建造するプロダクトミックスをもって市場環境の急速な変化に対応できるような柔軟性の充

実・強化、さらには一隻当りの開発・建造コストの削減による競争力の強化を実現する規模の拡大が必須であると考えております。

佐世保重工業は、昭和21年の設立以来、旧佐世保海軍工廠より受け継いだ設備・技術を活かして、新造船事業、艦艇修繕事業および機械事業を中核としながら、近年は新造船事業においてはパナマックスバルカーやアフラマックスタンカー等を主力商品とし、艦艇修繕事業・機械事業とともに高い技術力をもって顧客の要請に応じてまいりました。リーマンショック後の事業環境の急激な変化により業績が悪化しましたが、平成25年5月17日に環境変化に対して耐久性のある収益構造の確立を基本方針とする新中期経営計画を策定し、売上構造の転換や事業運営体制の見直し・強化といった経営努力を実施しており、加えて昨今の円高是正・船価の上昇もあって、現在、業績は改善しつつあります。しかしながら、今後の厳しい生存競争を勝ち抜き、佐世保でのモノづくりの継続をより確かなものとするためには、設計力やコスト競争力を高め、中長期的な成長戦略に基づく事業基盤の強化・再構築を行うことが焦眉の課題であり、同業他社との連携強化も検討している状況にありました。

今般の当社による佐世保重工業の完全子会社化は、以上のような業界環境および両社の状況をふまえて協議を行った結果合意に至ったものであり、次項のとおり今後の生き残りのための必須条件である設計力・開発力および調達力の強化の2点を重要な柱とし、加えて営業・生産面における柔軟性の確保、修繕船事業における協力、管理部門の効率化など各般にわたる連携効果を通じて各社およびグループ全体における競争力と展開力を強化し、規模の拡大と質の改革による企業価値の持続的な向上を図るものであります。なお、日本造船工業会によりますと当社、函館どつくおよび佐世保重工業の2013年新造船竣工量合計は151万総トンで、総トンベースでは国内第3位となります。

(2) 本株式交換による完全子会社化後の事業戦略の骨子

地理的に近い伊万里事業所と佐世保造船所の効率的な一体運営と函館どつくを含めた規模の利益を活かしシナジー効果の最大化を目指します。

①設計力・開発力の強化

両社が長年にわたり培ってきた設計能力を統合し、質・量の両面にわたり設計・開発陣容の強化を図ることにより、環境性能やエネルギー構造の変化を中心とする技術面における顧客ニーズの変化や国際ルールの強化・改正に対し迅速かつ適切に対応していく体制を構築してまいります。また、一体運営により効率を高め、一隻当たりの設計・開発コスト削減を図ってまいります。

②調達の効率化

調達の量的拡大や共通化などを通じて、コスト競争力のある資機材の効率的な調達を図ります。

③営業力の強化

営業体制の統合・見直しにより営業力の強化を図るとともに、当社、函館どつく、佐世保重工業の3拠点を活用した柔軟かつ戦略的な受注体制を構築します。

④生産戦略の効率化

両社事業所が比較的近傍にあるメリットを活かし、最適な役割分担や人材交流を含む経営資源の配分など効率的な生産体制を構築します。

⑤修繕船事業の協力

当社グループの一員である函館どつくは、佐世保重工業と同様に修繕船事業を主要事業の一つとしており、両社の協力により事業基盤の強化を目指します。

⑥管理部門の効率化等

両社の管理部門の重複する機能を見直し人員の最適配置を行うとともに、管理能力の向上を図ります。

⑦展開力の強化

両社の技術・生産・管理能力等を総合し内部体制の充実を図ることで、さらなる国内事業展開や海外進出へ向けた展開力の強化を図ってまいります。

2. 株式交換契約の内容

当社が佐世保重工業との間で平成26年5月23日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

株式会社名村造船所（以下「名村造船所」という。）と佐世保重工業株式会社（以下「佐世保重工業」といい、名村造船所と佐世保重工業をあわせて「両当事者」といい、個別には「当事者」又は「各当事者」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

佐世保重工業は、名村造船所を株式交換完全親会社とし、佐世保重工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、名村造船所は、本株式交換により、佐世保重工業の発行済株式の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

各当事者の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 名村造船所

商号：株式会社名村造船所

住所：大阪市西区立売堀二丁目1番9号

(2) 佐世保重工業

商号：佐世保重工業株式会社

住所：東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

第3条（交付する株式及びその割当て）

- 1 名村造船所は、本株式交換に際して、本株式交換により名村造船所が佐世保重工業の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の佐世保重工業の株主（第6条に規定する佐世保重工業の自己株式の消却の実施後の株主をいう。以下「対象株主」という。）に対して、その所有する佐世保重工業の普通株式に代わり、その所有する佐世保重工業の普通株式の数の合計数に0.128を乗じて得た数の名村造船所の普通株式を交付する。
- 2 名村造船所は、本株式交換に際して、対象株主に対して、その所有する佐世保重工業の普通株式1株につき、名村造船所の普通株式0.128株の割合をもって割り当てる。
- 3 名村造船所は、前二項に基づき割り当てる株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき名村造船所の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資 本 金 0円
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条第2項の規定に従い名村造船所が別途定める額
- (3) 利益準備金 0円

第5条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2014年10月1日とする。ただし、本株式交換手続進行上の必要性その他の事由により、両当事者の合意により効力発生日を変更することができる。

第6条（自己株式の消却）

佐世保重工業は、基準時において佐世保重工業が所有する自己株式の全て（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）を、効力発生日（変更後のものを含む。以下同じ。）の前日までに開催する佐世保重工業の取締役会決議により、基準時（ただし、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後に限る。）において消却するものとする。

第7条（株主総会の承認）

各当事者は、名村造船所は2014年6月24日、佐世保重工業は2014年6月25日に、それぞれ、定時株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求めるものとする。ただし、各当事者は、両当事者の合意によりこの開催日を変更することができる。

第8条（剰余金の配当の限度額等）

- 1 名村造船所は、2014年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株当たり金20円、総額967,532,940円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2 各当事者は、前項に定める場合を除き、本契約の締結後効力発生日に至るまでの間、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第9条（会社財産の管理等）

各当事者は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。

第10条（本株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、各当事者のいずれかの資産状態、経営状態若しくは事業に重大な影響を及ぼす事象が判明若しくは発生した場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事象が判明若しくは発生した場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、両当事者は、協議のうえ、合意により本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除して本株式交換を中止することができる（ただし、上記の事象が発生し又は発生していた当事者から一方的に本契約を解除することはできない。）。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第7条に定める両当事者の株主総会の承認若しくは関係法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合又は第10条に基づき本契約が解除された場合、その効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠するものとし、これに従って解釈される。
- 2 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い両当事者協議のうえ定める。

以上、本契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、各当事者は記名押印又は署名のうえ各1通を保有するものとする。

2014年5月23日

名村造船所 大阪市西区立売堀二丁目1番9号
株式会社名村造船所
代表取締役社長 名村 建介 ⑨

佐世保重工業 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
佐世保重工業株式会社
代表取締役社長 湯下 善文 ⑨

3. 会社法施行規則第193条各号（第5号および第6号を除く。）に定める内容の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	佐世保重工業 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.128

(注1) 株式の割当比率

佐世保重工業の普通株式1株に対し、当社の普通株式0.128株を割当交付いたします。

(注2) 株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、新たに普通株式20,539,297株を発行し、本株式交換により当社が佐世保重工業の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）の佐世保重工業の株主に対し、割り当て交付する予定です。

なお、佐世保重工業は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有するすべての自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に係る買取によって佐世保重工業が取得する自己株式を含みます。）を、消却する予定です。

また、本株式交換により割当交付する株式数については、佐世保重工業による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様は、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。なお、当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

(ア) 単元未満株式の買取制度（100株未満の株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が当社に対し、ご所有の単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(イ) 単元未満株式の買増制度 (100株への買増し)

会社法第194条第1項および当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が当社に対し、ご所有の単元未満株式と併せて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当を受けることとなる佐世保重工業の株主の皆様に対しましては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(ア) 算定の基礎および経緯

上記3.(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率については、下記(ウ)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を、佐世保重工業は株式会社KPMG FAS(以下、「KPMG FAS」といいます。)を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。当社および佐世保重工業は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、かつ、財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねて参りました。その結果、上記3.(1)①に記載の株式交換比率は妥当であるとの判断に至りました。なお、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当該株式交換比率は当事者間の協議により変更することがあります。

(イ) 算定に関する事項

(a) 算定機関の名称および当事会社との関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券およびKPMG FASは、いずれも当社および佐世保重工業から独立した第三者算定機関であり、当社および佐世保重工業の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(b) 算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、両社普通株式それぞれについては、市場株価が存在していることから市場株価分析（平成26年5月21日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における両社株式のそれぞれの、算定基準日の終値、両社が平成26年3月期決算短信の公表を行った日の翌営業日である平成26年5月12日から算定基準日までの各取引日における終値単純平均値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎としております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます。）を採用いたしました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF分析の前提とした名村造船所の利益計画においては、平成25年度に過去最高の連結営業利益22,291百万円を達成して以降、業績予想を公表している平成26年度および平成27年度においてはリーマンショック以降の市況低迷時に受注した船舶の建造等により大幅に利益水準が低下する見込みであります。平成29年度には昨今の船価改善傾向や受注船型の変化、コスト削減活動などにより大幅な増益を見込んでおります。また佐世保重工業の利益計画においては、リーマンショック後に受注した船舶の建造等により、平成26年度まで赤字の見込みとしておりますが、昨今の船価改善傾向や受注船型の変化、コスト削減活動などにより平成27年度の営業利益は黒字を確保し、平成28年度には大幅な増益を見込んでおります。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析	0.117～0.149
DCF分析	0.090～0.153

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料および情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。加えて両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また両社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債

務を含みます。) に関して、独自に評価、鑑定または査定は行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、平成26年5月21日までの上記情報を反映したものであります。

一方、KPMG FASは、両社普通株式それぞれについては、市場株価が存在していることから市場株価平均法（平成26年5月22日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における両社株式のそれぞれの、算定基準日、両社が平成26年5月9日に平成26年3月期決算短信の公表を行っていることから、その翌営業日である平成26年5月12日から算定基準日まで、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎としております。）による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法による算定を行いました。なお、KPMG FASがDCF法の前提とした名村造船所の利益計画においては、平成25年度に過去最高の連結営業利益22,291百万円を達成して以降、業績予想を公表している平成26年度および平成27年度においてはリーマンショック以降の市況低迷時に受注した船舶の建造等により大幅に利益水準が低下する見込みであります。平成29年度には昨今の船価改善傾向や受注船型の変化、コスト削減活動などにより大幅な増益を見込んでおります。また佐世保重工業の利益計画においては、リーマンショック後に受注した船舶の建造等により、平成26年度まで赤字の見込みとしておりますが、昨今の船価改善傾向や受注船型の変化、コスト削減活動などにより平成27年度の営業利益は黒字を確保し、平成28年度には大幅な増益を見込んでおります。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法におけるKPMG FASによる株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.114～0.155
DCF法	0.115～0.143

KPMG FASは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、かつ、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性のある事実でKPMG FASに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行ってお

りません。また、KPMG FASは、両社とその子会社・関連会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価も含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。

KPMG FASによる株式交換比率の算定は、平成26年5月22日までの情報および経済条件を反映したものであり、両社の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(ウ) 公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として佐世保重工業との間で交渉・協議を行い、上記3.(1)①記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成26年5月23日開催の取締役会で決議いたしました。

一方、佐世保重工業は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるKPMG FASに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当社との間で交渉・協議を行い、上記3.(1)①記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成26年5月23日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、当社および佐世保重工業は、上記第三者算定機関より、合意された株式交換比率がそれぞれの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

また、法務アドバイザーとして、当社は長島・大野・常松法律事務所を、佐世保重工業は森・濱田松本法律事務所を選任し、法的な観点から本株式交換の適切な手続きおよび対応等についてそれぞれ助言を受けております。なお、長島・大野・常松法律事務所および森・濱田松本法律事務所は、いずれも名村造船所および佐世保重工業から独立しており、重要な利害関係を有しません。

(エ) 利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、当社と佐世保重工業の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

③交換対価として当社普通株式を選択した理由

当社の普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されており本株式交換後も流動性を確保できること、および佐世保重工業の株主が当社普通株式の交付を受けることにより本株式交換に伴うシナジー効果による利益を享受することが可能となること等を考慮して、当社の普通株式を本株式交換における交換対価として選択致しました。

(2) 株式交換完全親会社である当社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加すべき当社の資本金および準備金の額は、以下のとおりです。この取扱いは、当社の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

資本金 0円

資本準備金 会社計算規則第39条第2項の規定に従い当社が別途定める額

利益準備金 0円

(3) 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(4) 株式交換完全子会社である佐世保重工業の最終事業年度に係る計算書類等の内容同封の「株主総会参考書類（別冊）」に記載のとおりであります。

(5) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(6) 当社および佐世保重工業における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第2号議案「当社と佐世保重工業株式会社との株式交換契約承認の件」に上程しておりますとおり、当社を株式交換完全親会社、佐世保重工業株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を実施することに伴い、事業目的を追加するため、現行定款第3条（目的）について所要の変更を行うものであります。（下記2.（2）の変更案第3条第1号、第3号、第8号、第10号）
- (2) 環境への配慮および保有資産の有効活用を目的として太陽光発電を開始したことに伴い、当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第3条（目的）について所要の変更を行うものであります。（下記2.（1）の変更案第3条第11号）
- (3) 将来の資金調達および資本政策の機動性を確保するため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当社発行可能株式総数を増加させるものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う号数の繰り下げを行うものであります。
- (5) 下記2.（1）の定款変更の効力は、本株主総会の承認可決により直ちに生じます。下記2.（2）の定款変更の効力は、第2号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日（平成26年10月1日予定）に生じることと致します。下記2.（2）の変更については、定款変更の効力の発生条件及び発生日を明確にするため附則を設け、併せて、附則の扱いに関して定めを設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

- (1) 本株主総会の承認可決をもって直ちに定款変更の効力が生じるもの

（下線 は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
（目的） 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～10. <省 略> <新 設>	1. ～10. <現行どおり>
<u>11.</u> ～ <u>13.</u> <省 略>	<u>11.</u> 再生可能エネルギー等による発電及び電気 の供給、販売
	<u>12.</u> ～ <u>14.</u> <現行どおり>

(下線____は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1億9,000万株とする。</p>

(2) 本株主総会での承認可決後、第2号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力発生を条件として定款変更の効力が生じるもの(平成26年10月1日予定)

(下線____は変更部分を示します)

(1) による 変更後の定款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 船舶及び海洋構造物の設計、製造、売買、修繕並びに解体</p> <p>2. <省 略></p> <p>3. クレーン、コンベア等の運搬機械の設計、製造、販売、設置並びに修繕</p> <p>4. ～7. <省 略></p> <p>8. 海上運送事業並びに船舶の賃貸借及びリース業</p> <p>9. <省 略></p> <p>10. ～14. <省 略></p> <p>第4条～第42条 <省 略></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 船舶、艦艇及び海洋構造物の設計、製造、売買、修繕並びに解体</p> <p>2. <現行どおり></p> <p>3. 舶用機械、荷役運搬機械、化学機械、圧力容器、鋳造品、鍛造品その他産業用及び一般用機械・機器・装置の設計、製造、販売、設置並びに修繕</p> <p>4. ～7. <現行どおり></p> <p>8. 海上運送事業、船舶の救難及び曳航並びに船舶の賃貸借及びリース業</p> <p>9. <現行どおり></p> <p>10. 給食事業及びスポーツ施設の運営・管理</p> <p>11. ～15. <現行どおり></p> <p>第4条～第42条 <現行どおり></p> <p>附則</p> <p>第1条 第3条(目的)第1号、第3号、第8号、第10号の変更は、当社と佐世保重工業株式会社との間の、平成26年5月23日付株式交換契約書に基づく株式交換(以下「本株式交換」という。)の効力発生を条件として、本株式交換の効力発生日をもって、その効力を生じるものとする。</p> <p>第2条 本附則前条及び本条は、前条に定める効力発生日をもって削除する。</p>

第4号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 吉岡修三、土井敏次および山崎知幸の3名は任期満了となりますので、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため新たに社外取締役1名を含めた、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	よし おか しゅう ぞう 吉 岡 修 三 (昭和25年12月19日生)	昭和48年10月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員船舶海洋事業部副事業部長 平成18年4月 当社執行役員船舶海洋事業部長 平成18年6月 当社取締役執行役員船舶海洋事業部長 平成19年4月 当社取締役常務執行役員船舶海洋事業部長 平成22年4月 当社取締役専務執行役員伊万里事業所長兼 I S O総括兼船舶海洋事業部長 平成22年6月 当社代表取締役専務伊万里事業所長兼 I S O総括兼船舶海洋事業部長 平成23年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼生産業務本部・鉄構事業部統轄兼伊万里事業所長 平成24年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼生産業務本部管掌 平成26年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長 現在に至る (重要な兼職の状況) ●函館どつく株式会社 取締役	31,900株
2	※ かや きり ふみ お 茅 切 文 男 (昭和28年1月30日生)	昭和51年4月 丸紅株式会社入社 平成22年4月 当社入社、船舶海洋事業部営業本部営業部長 平成25年4月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部長兼営業部長兼東京事務所長 平成25年10月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部長兼東京事務所長 現在に至る	300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	※ <small>すず</small> 鈴木 <small>てる</small> 輝雄 (昭和22年2月1日生)	昭和47年4月 判事補任官 昭和57年4月 神戸地方裁判所判事 昭和59年4月 同上退官、弁護士登録 現在に至る (重要な兼職の状況) ●株式会社スバンドニクス 社外監査役 ●ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役 ●プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン 株式会社 社外監査役	_____

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 鈴木輝雄氏は社外取締役候補者であります。
3. 鈴木輝雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏が取締役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
4. 鈴木輝雄氏が取締役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
5. ※印は、新任候補者であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 川口眞宏は任期満了となり、監査役 岡崎和美は辞任により退任となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者山下公央は、監査役 岡崎和美の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款第30条第2項の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時となる第117回定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	※ 岩 切 辰 美 (昭和27年3月23日生)	昭和49年4月 当社入社 平成20年4月 当社執行役員生産業務本部副本部長 平成21年10月 当社執行役員生産業務本部長 平成22年4月 当社執行役員生産業務本部長兼伊万里事業所副 事業所長 平成23年4月 当社常務執行役員生産業務本部長兼伊万里事業 所副事業所長兼ISO総括 平成24年4月 当社常務執行役員生産業務本部長兼伊万里事業 所長兼ISO総括 平成25年4月 当社常務執行役員伊万里事業所長兼ISO総括 平成26年4月 当社常務執行役員伊万里事業所長 現在に至る	11,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	※ <small>やま</small> <small>した</small> <small>きみ</small> <small>おう</small> 山下 公央 (昭和26年2月18日生)	昭和49年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成16年7月 株式会社UFJホールディングス（現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）執行役員リスク統括部・コンプライアンス統括部担当 平成17年5月 同社退任 平成17年6月 カブドットコム証券株式会社社外取締役（取締役会長） 平成22年6月 同社退任 雄洋海運株式会社（現 JXオーシャン株式会社）社外監査役 大阪証券金融株式会社（現 日本証券金融株式会社）社外監査役 平成24年3月 雄洋海運株式会社社外監査役退任 平成25年7月 大阪証券金融株式会社社外監査役退任 現在に至る （重要な兼職の状況） ●株式会社みどり会 社外監査役 ●三信株式会社 社外監査役	_____

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 山下公央氏は社外監査役候補者であります。
3. 山下公央氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、リスク管理、財務会計に関する相当程度の知見および取引管理の知見を有しているため社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。なお、同氏が平成22年6月まで社外取締役（取締役会長）を務めておりましたカブドットコム証券株式会社において、平成21年7月の同社元社員によるインサイダー取引事案に関して金融庁による行政処分（業務改善命令）が行われました。同氏は、同事案の発生まで当該事実を確認しておりませんでした。平素より法令遵守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を行うとともに、発生後においては、再発防止のため積極的な意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行したものと判断されます。
4. 山下公央氏が監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
5. ※印は、新任候補者であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、平成25年6月25日開催の第114回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役山本紀夫氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
やま もと のり お 山本紀夫 (昭和27年6月29日生)	昭和56年4月 弁護士登録 昭和59年1月 坂口・山本法律事務所設立 平成7年4月 山本法律事務所設立 現在に至る	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本紀夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 山本紀夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏が監査役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
4. 山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

第7号議案 当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成20年5月22日開催の当社取締役会において決議し、平成20年6月26日開催の当社第109回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「現プラン」といいます。）を導入いたしました。また、その後の平成23年6月23日開催の当社第112回定時株主総会においても、株主の皆様から現プランの継続の承認をいただいております。現プランは、その有効期間が本定時株主総会終結の時までとされております。つきましては、当社定款第18条に基づき、現プランを一部変更した上で更新し（以下「本更新」といい、本更新により導入される当社株式等の大量取得行為に関する対応方針を以下「本プラン」といいます。）、下記2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただくことをお願いするものであります。

なお、本プランの基本的内容は現プランと実質的に同一ですが、本更新に伴いその運用の透明化・適正化のため、独立委員会による検討期間に関する定めを明確にいたしました。

記

1. 新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由（本プランの目的）

当社は、平成20年5月22日開催の当社取締役会において、下記（1）に記載のとおり「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を決議いたしました。本議案は、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年6月26日開催の当社第109回定時株主総会および平成23年6月23日開催の当社第112回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、その有効期間は本定時株主総会終結の時までとされておりますことから、本プランを更新することをお諮りするものであります。

（1）当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式等の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式等の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式等の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式等に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買収者との交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株式等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記（a）の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとしています（詳細については下記（2）「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式等の大量取得を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

(d) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会（その詳細については下記（6）「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに定めるところに従い、必要に応じて、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することを予定しています（その詳細については下記（2）「本プランの発動に係る手続」（e）をご参照下さい。）。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案¹（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株式等²について、保有者³の株式等保有割合⁴が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株式等²について、公開買付け⁵を行う者の株式等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当該買付等に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて当社取締役会へ提出していただきます。なお、買付者等から書面による要請を受けた場合には、買付説明書の書式を当該要請から10営業日以内に送付いたします。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会および独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

1 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

2 金融商品取引法第27条の23第1項の「株券等」をいいます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

4 金融商品取引法第27条の23第4項の「株券等保有割合」をいいます。本議案において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第1項の「株券等」をいいます。

6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第8項の「株券等所有割合」をいいます。本議案において同じとします。

8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績（法令違反をしたことがある場合や法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含みます。）その他の経理の状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付者等と第三者との間の当社の株式等に関する合意（締結日、相手方およびその具体的内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社や当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主、当社や当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行うことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記（d）①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むもの）とします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が提出を求めた情報（もしあれば）が提出されてから、対価を金銭（円貨）のみとし当社株式等の全てを対象とする公開買付けによる買付等の場合には最長60日、その他の買付等の場合には最長90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、上記①に従い取締役会の意見およびその理由ならびに代替案（もしあれば）等を受領した上、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された旨、独立委員会検討期間が開始した旨および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、東京証券取引所の適時開示規則に従い独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する

場合にはその期間および理由を含みます。) について、速やかに情報開示を行います。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。)の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際し、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものとします。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。この場合、当社は、当該延長の理由および延長期間について、速やかに情報開示を行います。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議、株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

ただし、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、実務上相当と認める場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、独立委員会における手続に加えて、速やかに株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当てに関する議案を付議する場合があります。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等についての決定を行うものとします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施しません。買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うか、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。なお、当社取締役会は、当社取締役会において株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合または当社取締役会もしくは株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会または株主意思確認総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、原則として独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株式等を買占め、その株式等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当社株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的による買付等である場合
- (d) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付を行うことをいいます。）等株式等の所有者に株式等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (e) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (f) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない買付等である場合

- (g) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當な買付等である場合
 - (h) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド力、企業文化または当社の従業員等との関係を損なうことなどにより、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数を上限とします。
 - (b) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に
対し、その有する当社株式1株につき原則として本新株予約権1個の割合で、本新株
予約権を割り当てます。
 - (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
 - (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権1個の目的である当社普通株式の数（以下「対象株式数」といいま
す。）は、原則として1株とします。
 - (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際
して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし、本新株予約権
無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記（i）項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者¹⁰、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者¹¹、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹²（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記（i）項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

10 原則として、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

11 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項の「株券等」をいいます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

12 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- ③ ①および②のほか、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間および本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下、単に「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで更新するものとします。

ただし、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本プランを廃止する旨もしくは本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 独立委員会の設置

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。第2号議案および第5号議案が承認された場合における独立委員会の委員は、社外取締役1名、社外監査役1名および社外有識者1名から構成される予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」としており、本プランの更新時点における独立委員会の委員は別紙2「独立委員会委員略歴」としておりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するかどうか等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。ただし、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、実務上相当と認める場合には、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当てに関する議案を付議する場合があります。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成26年5月9日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、または (iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 自らまたは当社取締役会等を通じた買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長

- ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会および独立委員会の双方に追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提供を求めた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社または当社グループ会社の取締役、執行役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

別紙 2

独立委員会委員略歴

本プラン更新時の独立委員会の委員は、以下の3名であります。

荒木 勝（あらかき まさる）

昭和27年 3月生

昭和51年 8月 監査法人中央会計事務所入所

昭和55年 9月 公認会計士登録

平成16年 2月 荒木公認会計士事務所設立

平成17年12月 株式会社梅の花 社外監査役（現任）

平成24年 6月 当社監査役に就任（現任）

※荒木 勝氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。

鈴木 輝雄（すずき てるお）

昭和22年 2月生

昭和47年 4月 判事補任官

昭和57年 4月 神戸地方裁判所判事

昭和59年 4月 同上退官、弁護士登録

平成15年 6月 株式会社スパンドニクス 社外監査役（現任）

平成20年11月 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役（現任）

プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 社外監査役
（現任）

※本定時株主総会第4号議案が原案どおり承認可決されますと、鈴木輝雄氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役となります。

小林 憲司 (こばやし けんじ)

昭和38年 4月生

平成 8年 8月 米国公認会計士登録 (A I C P A及びオレゴン州登録)

平成 9年11月 公認会計士登録

平成13年10月 新日本アーンスト アンド ヤング株式会社 取締役

平成17年 4月 アーンスト アンド ヤング・トランザクション・アドバイザリー・
サービス株式会社 マネージング・ディレクター

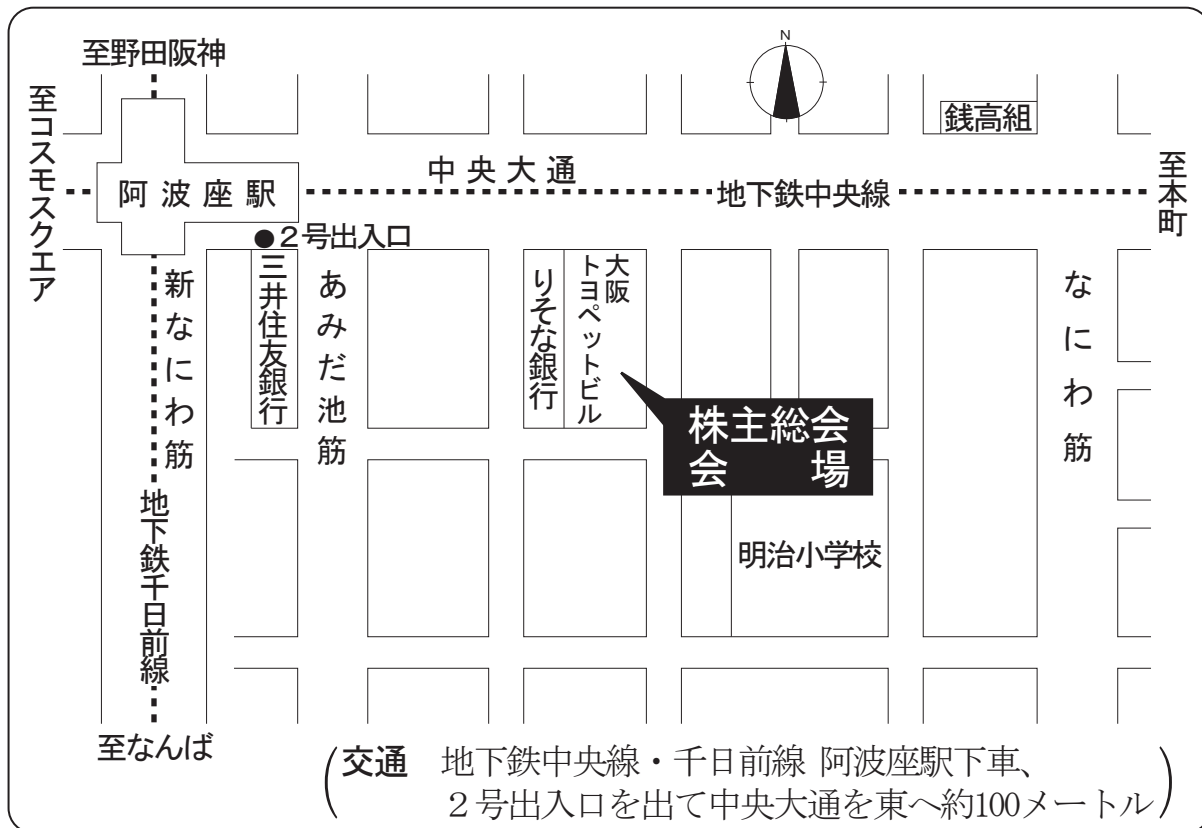
平成19年 7月 ビバルコ・ジャパン株式会社代表取締役 (現任)

※小林憲司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号
大阪トヨペットビル9階会議室



環境に配慮した植物油インキ
を使用しています。